

「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画」の検討等について

水産政策審議会・資源管理分科会（5月20日）において諮問どおり答申がなされたことから、同日付けで「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」を変更し、以下のとおり平成21年TAC（漁獲可能量）等の改定及び22年TACの設定を行う。

1 平成21年TAC等の改定（まさば及びごまさば、ずわいがに）

(1) 「まさば及びごまさば」については、ABCの再評価結果を踏まえ、ABCと同数のTACを設定する。

(単位：トン)

	現 行	変更後
TAC	548,000	575,000

(2) 「ずわいがに」の日本海北部については、漁場形成状況が良好であり、当初想定した以上の漁獲が見込まれる山形県について留保枠からの追加配分を行う。

(単位：トン)

	現 行	変更後
山形県	37	42

2 平成22年TACの設定（さんま、まさば及びごまさば、ずわいがに）

さんま、まさば及びごまさば並びにずわいがにについて、平成22年漁獲可能量の設定を行う。

(単位：トン)

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁 獲 可 能 量
さんま	平成22年7月～ 平成23年6月	455,000 (455,000)
すけとうだら	平成22年4月～ 平成23年3月	226,000 (227,000)
まあじ	平成22年1月～12月	224,000 (208,423)
まいわし	平成22年1月～12月	72,000 (61,000)
まさば及びごまさば	平成22年7月～ 平成23年6月	607,000 (575,000)
するめいか	平成22年1月～12月	318,000 (333,000)
ずわいがに	平成22年7月～ 平成23年6月	6,129 (6,423)

() 内は、前年の数量